

## 国・郡の行政と木簡

——「国府跡」出土木簡の検討を中心として——

### はじめに

今回の報告に関わる、地方の遺跡から出土した木簡について、これまでの木簡学会での報告では、鬼頭清明氏<sup>(1)</sup>によって、全国的な出土状況を俯瞰した報告が行なわれており、表1として掲げた各年度の木簡学会研究集会報告や、『木簡研究』に掲載された各地の国府跡または国府跡と推定される遺跡からの出土木簡報告などにより、その概要を知ることができる。また、寺崎保広氏による「木簡出土遺跡一覧」<sup>(2)</sup>「木簡出土遺跡報告書目録」での整理の作業や、高島英之氏による「地方出土の古代木簡」での地方の遺跡からの木簡出土例の包括的な検討<sup>(3)</sup>も行なわれ始めている。

国・郡の行政に関わる木簡の検討というと、都城に送付される租税に付された「調庸付札」などの貢進物付札などが想起される<sup>(4)</sup>が、今回の報告での検討の対象としては、地方の遺跡、とくにいわゆる

加藤友康

「国府跡」と称される遺跡から出土した木簡に限定したい。ここで国府跡出土木簡をとりあげる意味としては、第一に国・郡の行政執行のうち、地方レベルにおける行政のあり方を検討することが、当該期における行政、また国・郡関係のあり方を検証する題材ともなりうる<sup>(5)</sup>と考えるからであり、第二には地方出土木簡として概括して検討する以前に、国府跡出土木簡を総体として、国・郡の行政のあり方を踏まえたなかでその位置づけを検討したのちに、地方出土木簡一般の考察へと発展させることが必要である<sup>(6)</sup>と考えるからである。

地方出土木簡は、その特徴として、きわめて断片的なものであり、単発的に出土することが多いことが、これまで指摘されている。

このような地方出土木簡を、例えば先の高島氏は、(1)文書木簡、①某官司からの命令(下達文書)、②某官司への報告(上申文書)、③請求文書、④送り状(進上状)、⑤その他、⑥文書であることは判明するがどれに該当するか不明のもの、(2)帳簿・記録類の木簡、①物資の出納に関わる帳簿・記録類、②人事に関わる記録類、③その他の

表1 木簡出土国府跡一覧

下野国府跡出土の木簡	研究集会報告(田熊清彦・平川南)	1981
下野国府出土の木簡	研究集会報告(田熊清彦)	1985
栃木・下野国府跡	『木簡研究』2	1980
栃木・下野国府跡	『木簡研究』4	1982
栃木・下野国府跡	『木簡研究』5	1983
栃木・下野国府跡	『木簡研究』6	1984
栃木・下野国府跡寄居地区遺跡	『木簡研究』5	1983
愛知・尾張国府跡	『木簡研究』4	1982
三重・伊賀国府推定地	『木簡研究』13	1991
京都・千代川遺跡	『木簡研究』10	1988
京都・百々遺跡	『木簡研究』7	1985
兵庫・但馬国府推定地	『木簡研究』8	1986
兵庫・但馬国府推定地	『木簡研究』9	1987
岡山・美作国府跡	『木簡研究』6	1984
広島・備後国府跡	『木簡研究』8	1986
山口・周防国府跡	『木簡研究』9	1987
山口・周防国府跡	『木簡研究』12	1990
山口・長門国府周辺遺跡	『木簡研究』創刊号	1979
鳥取・因幡国府跡	『因幡国府遺跡発掘調査報告書』VI	1978
島根・出雲国府跡	『木簡研究』11	1989
福岡・豊前国府跡	『木簡研究』8	1986
宮城・多賀城跡	『木簡研究』3	1981
宮城・多賀城跡	『木簡研究』4	1982
宮城・多賀城跡	『木簡研究』5	1983
宮城・多賀城跡	『木簡研究』6	1984
宮城・多賀城跡	『木簡研究』7	1985
宮城・多賀城跡	『木簡研究』14	1992
秋田・秋田城跡	『木簡研究』創刊号	1979
秋田・秋田城跡	『木簡研究』8	1986
秋田・秋田城跡	『木簡研究』12	1990
秋田城跡	研究集会報告(日野久)	1982
秋田城跡第54次調査と出土木簡について	研究集会報告(小松正夫)	1991
秋田城跡第54次調査出土木簡積文	研究集会報告(平川南)	1991
大宰府出土の木簡	研究集会報告(倉住靖彦)	1984
福岡・大宰府学校院跡東辺部	『木簡研究』3	1981
福岡・大宰府条坊跡	『木簡研究』8	1986
福岡・大宰府跡	『木簡研究』6	1984
福岡・大宰府跡	『木簡研究』8	1986
福岡・大宰府跡	『木簡研究』9	1987
福岡・大宰府跡(大楠地区)	『木簡研究』4	1982
福岡・大宰府跡(不丁地区)	『木簡研究』13	1991

帳簿・記録類、(3)貢進物付札とする分類を行ない、木簡の果した機能面からの考察を進めている。また、木簡をとらえる際の視角として、①出土遺跡・遺構との連関をふまえ、②形態(材質・製作技法など)、③記載形式(書式・書風・文字の割り付け)、④記載内容(機能まで含めた)に留意し、木の特性を考慮した考察を加えるべきことが、一九八九年の研究会でも佐藤信氏によって「木簡研究の歩みと課題」と題して報告され、研究会の席上で議論がなされてきている。

しかし、さきの国府跡出土木簡をとりあげる意味で述べた二つの課題を検討していくためには、これらの論点を念頭において検討を加えることはもちろんであるが、同時に、出土木簡を、「史料群」として理解し、検討を加えることが重要であると思われる。そのため検討対象の中心は、多量の木簡を出土した下野国府跡を中心としたものとなることをあらかじめお断りしておきたい。

### 一 下野国府跡の発掘調査と出土木簡の特質

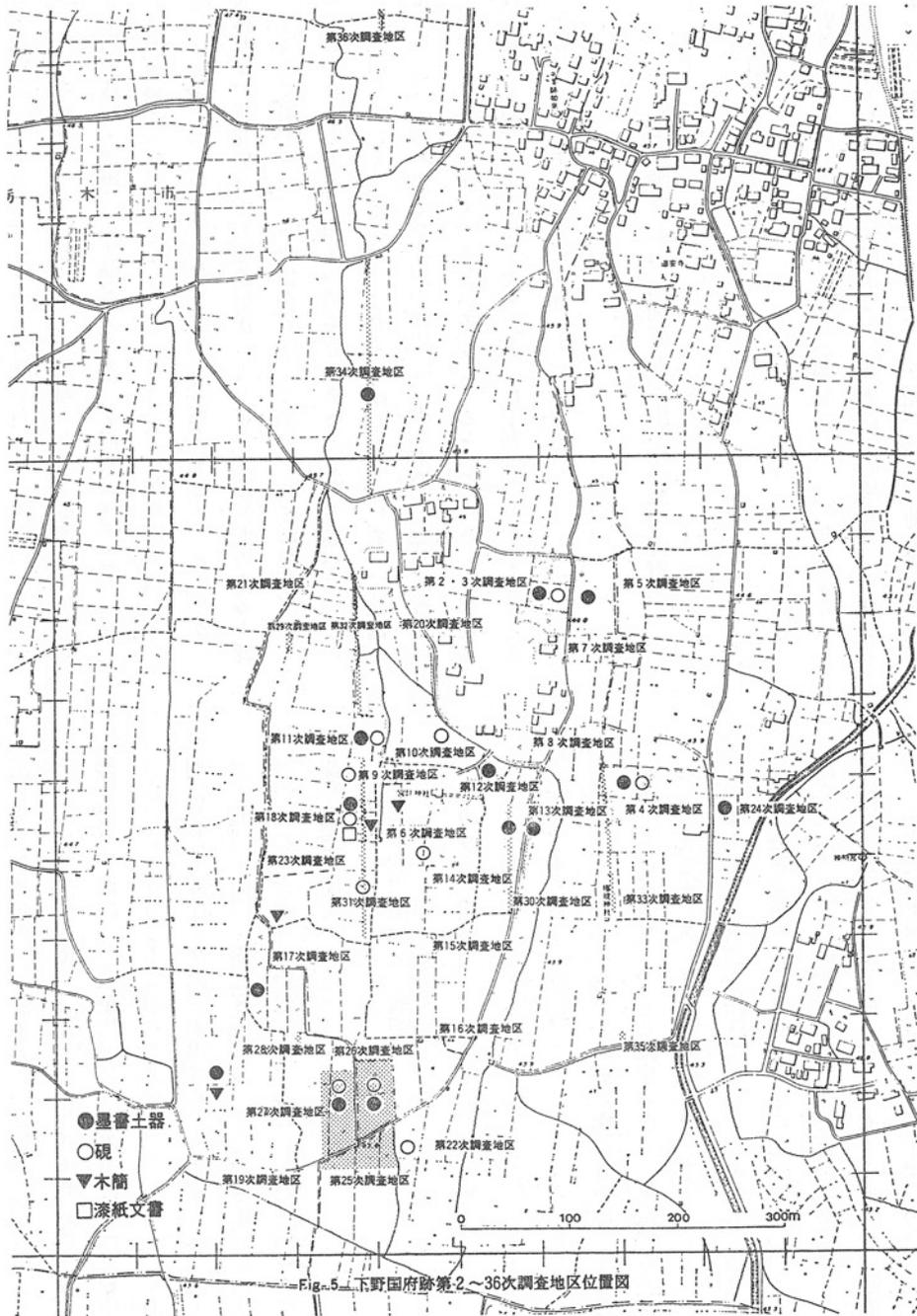
#### 1 発掘調査の経過と成果

下野国府跡は、一九七六年に調査が開始され、八三年までの八年間に、政庁や官衙施設、区画溝などの遺構群が確認され、Ⅰ期からⅥ期に区分されている。その年代は、Ⅰ期が八世紀前半代、Ⅱ期は

国分寺の創建期を下る時期から、政庁が火災にあった延暦一〇年(七九一)までの時期、Ⅲ期がそれ以後九世紀代、Ⅳ期が一〇世紀前半まで、Ⅴ期は一〇世紀代、Ⅵ期の終末は一一世紀中と考えられている。このうちとくに第六次調査では、Ⅰ期からⅣ期における四時期にわたる政庁の遺構が検出され、その他八三年までに、政庁を画する北門・南門・内部区画施設、また政庁正面の南大路・周辺官衙群の建物・倉庫群の検出が行なわれ、国府城内での官衙群の位置関係や変遷が明らかとなってきた。<sup>6)</sup>

#### 2 木簡出土地区の概要

このうち木簡が出土した地区は、①SB一〇一五、②SK一〇一・〇一三・〇一七・〇一八・〇二三・〇二五・〇二七、③SD一・一一一、④SD一・一三〇、⑤SE一〇一、⑥SE一・一・三〇である。これらはそれぞれ、①が第六次調査地区である政庁西脇殿、②が第一八次調査地区である政庁の西隣に位置する土壙群、③が第一九次調査地区である政庁中央の西約一九〇メートルを南流する南北溝、④が第二三次調査地区である政庁南西方の溝状遺構であり、⑤は寄居地区遺跡とよばれる、政庁の北西約七〇〇メートルに位置し、時期は国府の存続時期と一致し下野国府と結びつくと思われる遺跡の径約二・四メートル、深さ約一・七メートルの、断面が逆台形の井戸、⑥は長原東遺跡とよばれる、政庁北西約一キロメートルに位置



(『下野国府跡Ⅶ』による)

し、八〜一〇世紀におよぶ、寄居地区と一体をなす遺跡の掘方が隅丸方形のそれぞれ一辺約三・二メートルと約二・六メートルの井戸である。<sup>(8)</sup>

### 3 下野木簡の特質

これらの遺構から出土した木簡は、下野国府跡からは、第六次調査で一点、第一八次調査で五一〇〇点、第十九次調査で五〇点、第二三次調査で一〇点であり、寄居地区の二点と長原東地区の一点とを合せると五一六四点に達する。しかしその木簡は削屑が大部分を占め、完存のものが少なく、個々の木簡を検討していくに際しては困難をともなっている。しかし、SK—〇一一・〇二三などのように、「土坑SK—〇一一・〇二三は、政庁Ⅱ期建物群焼失時の整地土で覆われているところから、ほぼ同一時期（延暦一〇年頃）に廃絶されたものであることが判明している」と第一八次調査地区の説明で述べられているように、遺構との関係がきわめて明瞭であり、しかも木簡の投棄時期が延暦一〇年頃という比較的短期間に行なわれていることを、一方でその特質としてあげることもできる。その結果として、個々の木簡を他の関連諸史料と比較して検証することが可能であり、またそれゆえ国・郡行政の多面的側面が検出できるといふ利点も存在するのである。そこで以下、下野国府跡出土木簡を中心に検討を加えていきたい。

## 二 下野木簡と国・郡行政——国衙財政——

### 1 交 易

まず第一に、国衙財政に関わる問題を検討するが、先に下野木簡の特質として述べたところであるが、延暦一〇年という特定の時間軸で切って、国・郡の行政を検討でき、またしなければならぬことを念頭に置く必要がある。次に掲げる八一一号木簡は、延暦一〇年頃に廃絶された土壙SK—〇一一から出土したものである。

〇八一一号木簡

□□□□<sup>(依カ)</sup>国三月廿日符買進□□  
□□□□六月廿三日符買進甲料皮<sup>(同カ)</sup>

1.3×3 091

『下野国府跡Ⅶ』では、「当国が某年日付の日の符に依って買い進めた物品名を書きあげたものであろう」とされるものである。延暦一〇年前後の、当該木簡に関わると思われる出来事を掲げたものが、『統日本紀』の次の六つの記事である。

A 『統日本紀』延暦九年閏三月庚午条

勅、為征蝦夷、仰下諸国令造革甲二千領、東海道駿河以东、東山道信濃以东、国别有数、限三箇年并令造讖、

B 『統日本紀』延暦九年閏三月乙未条

勅<sub>二</sub>東海相模以東、東山上野以東諸国<sub>一</sub>、乾<sub>二</sub>備軍糧補十四万斛<sub>一</sub>、  
為<sub>レ</sub>征<sub>二</sub>蝦夷<sub>一</sub>也、

C 『統日本紀』延暦九年一〇月癸丑条

請仰<sub>二</sub>左右京・五畿内・七道諸国司等<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>土人浪人及王臣  
佃使、檢<sub>二</sub>録財堪<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>甲者、副<sub>二</sub>其所<sub>レ</sub>蓄物数及郷里姓名<sub>一</sub>、限<sub>二</sub>今  
年内<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>以申訖<sub>一</sub>、又<sub>レ</sub>応<sub>二</sub>造之數<sub>一</sub>、各令<sub>二</sub>親申<sub>一</sub>、(中略)以煩<sub>二</sub>天  
聽<sub>一</sub>、奏可之、

D 『統日本紀』延暦一〇年三月丙戌条

仰<sub>二</sub>京畿七道国郡司<sub>一</sub>造<sub>レ</sub>甲、其数各有<sub>レ</sub>差、

E 『統日本紀』延暦一〇年六月己亥条

鉄甲三千領、仰<sub>二</sub>下諸国<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>新様<sub>一</sub>修理、国別有<sub>レ</sub>數、

F 『統日本紀』延暦一〇年一〇月壬子条

仰<sub>二</sub>東海・東山<sub>一</sub>二道諸国、令<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>征箭<sub>一</sub>三万四千五百余具、

Aは東海道諸国のうち駿河国以東の国と、東山道諸国のうち信濃  
国以東の国に革製の甲を造ることを命じたものであり、Bは東海道  
の相模国以東と東山道の上野国以東の諸国に軍糧貯備を命じたもの  
であり、Cは土人浪人を論ずることなく彼らの財を檢録し、その財  
をもととして甲を作製することを命じたものであり、Dでは国司・  
郡司に対しても造甲が命じられている。また革甲を新しく製作する  
だけではなく、Eからはこれまでの鉄甲の修理を新しい様(ためし)  
で行なうことを命じたこと、Fからは甲にとどまらず矢の製作をも

命じていることが知られる。

この八一一号木簡が、このような対蝦夷戦争に備えた全国的な準  
備状況の中で、どのような行政執行のあり方と関わっているかをみ  
ておきたい。この木簡に記された符・買進主体・買進先の検討を行  
なう。「買進」の記載がある下野国府跡から出土した木簡は、この  
他にも例えば、三三号木簡「買□料・二八四六号木簡「依例買進」  
などとみえる。ここで問題となるのは、買進のあて先は中央が国か、  
また買進の主体はだれかということである。買い進めた先が中央と  
なると交易進上に関わるものとなるが、そのため、交易進上につい  
て、まずみておく必要がある。

当該時期の交易進上物としては、年料交易進上物・臨時交易進上  
物の二種があるとされ、<sup>(1)</sup>年料交易進上物は、毎年一定量、一定品目  
を交易進上するもの、臨時交易進上物は、太政官符や八省の符をう  
けて、臨時に交易進上される年料外のものであり、次のG・Hの  
『延喜式』の条文は両者の対比をよく示している。

G 『延喜式』民部下

下野国布<sub>一</sub>千四百卅六端、商布七千三端、履料牛皮七張、洗革一百張、鹿角十  
子四合、(中略)  
右以<sub>二</sub>正税<sub>一</sub>交易進、其運功食並用<sub>二</sub>正税<sub>一</sub>、但下野国砂金者、使<sub>二</sub>

徭夫採<sub>一</sub>、食亦充<sub>二</sub>正税<sub>一</sub>、(下略)

H 『延喜式』主税下

(中略)

依<sub>三</sub>某年月日符<sub>二</sub>交易進上絹若干疋

価若干束<sub>定別若</sub>  
干束

担夫若干人功糧若干束

功若干束<sub>人別若</sub>  
干束

糧料若干束<sub>向京若干日、日別若干把、</sub>  
還郷若干日、日別若干把、(下略)

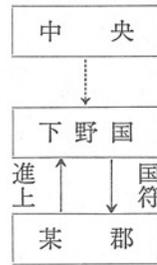
Gは下野国の部分の年料交易物であり、またHには臨時交易進上物の正税帳への計上の書式が規定されているが、ここで「(某官司の)某年月日の符に依り」交易進上とあることに注目しておく必要がある。この延喜式制以前においては、賦役令35貢献物条の規定と同令7土毛条の規定が対応する。前者では、諸国貢献物は当土の所出により金・銀をはじめ「諸珍異之類」を官物(ここでは郡種をいう)により購入するとされており、後者はこれとは別に、「凡土毛臨時応用者、並准<sub>三</sub>当国時価、々用<sub>二</sub>郡種<sub>一</sub>」とあるように、諸国の物産を中央が臨時に必要とするときに、郡種で購入して進上させたものである。年料および臨時の交易物の進上は、これら令文を法的根拠として行なわれるものであった。また、周知のように天平六年の官稻混合以後は、財源は正税によることとなる。このような前提を経て、『延喜式』主税下の正税帳書式に表現されることとなったのである。

交易進上の運用については、「(某官司の)某年月日の符に依り」交

易進上されることの事例として、天平期の正税帳にもその記載がみられる。「天平九年度和泉監正税帳」には「依<sub>三</sub>民部省天平九年十一月十三日符<sub>二</sub>交易進上真筥老拾合 直稻老伯式拾束合<sub>別十二束<sub>一</sub></sub>」とみえる。これは日根郡部の記載であり、現存の首部記載にはみられないが、これが首部でも計上されるものである。また「天平九年度但馬国正税帳」は、現存の断簡は首部のみであるが、「依<sub>三</sub>太政官天平九年四月廿八日通送符<sub>二</sub>買進上奴老人直稻老<sub>一</sub>」<sup>(13)</sup>とみえ、「天平一〇年度筑後国正税帳」は、同じく首部の中間表示の一部と推定されるものであるが、そこには「依<sub>三</sub>太政官天平十年七月十一日符<sub>二</sub>買白玉老伯老拾参枚直稻柒拾老束老把老<sub>一</sub>」<sup>(14)</sup>とみえている。

正税帳の記載方式は、郡部の記載の総計が首部記載へまとめられる方式であったことから、八一一号木簡の記載について、木簡の表記の買進主体が郡であると考えても不都合ではないであろう。表現の形式からしても、「国の三月廿日の符に依って」とよむべきものであり、またこの木簡が廃棄された場所すなわち不要となった場所がSK—〇—一という土壙であり、『続日本紀』の記事(前掲史料A)との対応からも、国レベルでの製作が命じられており、この中央の命令を受けて、国衙で製作するために、郡に買進を命じたものと考えられる。このように中央政府による対蝦夷戦争準備のための臨時の命令にもとづいて、国—郡関係の中でこの木簡の表記がなされたことに注目したい。次の模式図に示したように、中央からの政策にも

とづいて、下野国から郡に買進を命じる「符」<sup>15</sup> 国符が発給され、その符にもとづいた某郡から物品が「進上」されたという事態をもとに作成された木簡と考えることができるのではないか。



ところで、この木簡に検討を加えられた榮原永遠男氏は、①国月日符十買進十物品名の記載が二行繰返されている、②日付の都度書かれたものではなく、したがってこの木簡は、帳簿木簡の削り屑で、伝票的なものをもととして、書かれたものであろうとされ、③この木簡以外の「買進」記載にある木簡については、文書もしくは帳簿のいずれとも考えられ、かりに文書の削り屑であっても、もとの文書木簡は、伝票として使用され、帳簿への転記が終わった段階で削られたとみられると指摘した。<sup>15</sup> 当該木簡は、〇九一型式(削り屑なので、詳細は不明であるが、榮原氏の想定されるような木簡の利用が考えられるとしても、国・郡の行政執行のあり方は、模式図に掲げたような手続きをとったものとして考えることができるであろう。

## 2 公 廨

続いて、公廨についての問題に移りたい。下野国府跡からは、「公

廨」と記された木簡が複数出土していることが注目される。

〇一五四号木簡

□六千三百廿□欠物分

142×26 091

〇一二四号木簡

一公廨

48×23 091

〇三七六九号木簡

□称六年公廨□

57×31 091

〇四〇六五号木簡

□公廨□

43×14 091

このうちSK—〇一—からは一一五四号木簡と一二二四号木簡が、SK—〇二三—からは三七六九号木簡と四〇六五号木簡が出土している。これらの土壌はともに延暦一〇年頃のものとして推定されるものである。とくに一一五四号木簡の「欠物分」に注目したい。「欠物分」の用語に注目するとき、公廨処分法が問題となる。公廨稲制度<sup>16</sup>については、研究の蓄積が膨大なものがあり、ここではその一つ一つには立入らないが、公廨処分式の限定して、その流れを概観しておきたい。

I 『続日本紀』天平一七年十一月庚辰条

制、諸国公廨、大國卅万束、上國卅万束、中国廿万束、就中大隅・薩摩两国各四万束、下國十万束、就中飛驒・隱伎・淡路

三国各三万束、志摩国・沓伎嶋各一万束、若有正稅数少及民不<sub>レ</sub>肯<sub>レ</sub>举者、不<sub>レ</sub>必滿<sub>レ</sub>限、其官物欠負未納之類、以<sub>レ</sub>茲令<sub>レ</sub>填、不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>更申、

丁『延曆交替式』天平一七年一月二七日太政官奏

公廩

大國肆拾万束

上國參拾万束

中國貳拾万束（注略）

下國壹拾万束（注略）

太政官奏、諸國司等割<sub>レ</sub>留正稅、出<sub>レ</sub>举之式、請依<sub>レ</sub>前件、以<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>公廩之料、若有正稅数少及民不<sub>レ</sub>肯<sub>レ</sub>举者、不<sub>レ</sub>必滿<sub>レ</sub>限、其官物欠負未納之類、以<sub>レ</sub>茲令<sub>レ</sub>填、不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>更申、

イでは、大國以下、正稅より別置して、その出<sub>レ</sub>举利稻を史料丁にいう「公廩之料」とし、官物欠負未納をこれをもって補填するとされてい<sub>レ</sub>る。なお、山田英雄氏の研究によれば、下野国は奈良時代から『延喜式』民部上を通じて上国とされている。

K『延曆交替式』天平勝宝七年七月五日太政官宣

太政官宣、官物欠負及未納物<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>償填事、檢<sub>レ</sub>案内太政官去天平十八年正月一日符傳、諸國司等割<sub>レ</sub>留正稅、以<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>公廩之料、若有正稅数少及民不<sub>レ</sub>肯<sub>レ</sub>举者、不<sub>レ</sub>必滿<sub>レ</sub>限、其官物欠負未納之類、以<sub>レ</sub>茲令<sub>レ</sub>填、不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>更申、臣等商量如<sub>レ</sub>前、今錄<sub>レ</sub>事状、

伏聽<sub>レ</sub>天裁、奉<sub>レ</sub>勅、依<sub>レ</sub>奏者、国宜<sub>レ</sub>承知准<sub>レ</sub>状施行者、如聞、諸國公廩稻、或者前後国司、同分入<sub>レ</sub>己、或者彼此相競、紛紜無<sub>レ</sub>極、並正稅帳<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>欠数、理須<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>遵朝範、勘<sub>レ</sub>審官物、豈得<sub>レ</sub>隱欺為<sub>レ</sub>事、貪濁為<sub>レ</sub>心、曾不<sub>レ</sub>謹<sub>レ</sub>公日益私室<sub>レ</sub>哉、故今作<sub>レ</sub>科条<sub>レ</sub>具如<sub>レ</sub>左、

一 動物欠負及欠損事

右物者徵<sub>レ</sub>當時專<sub>レ</sub>令人<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>償填、

一 不動物欠負及欠損事

右校<sub>レ</sub>正稅帳、依<sub>レ</sub>丈尺積高相錯、致<sub>レ</sub>物実有<sub>レ</sub>欠者、徵<sub>レ</sub>當時專<sub>レ</sub>令人<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>填、其丈尺積高並合、而後随<sub>レ</sub>事檢量之日如有<sub>レ</sub>欠者、以<sub>レ</sub>公廩物<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>填、即公廩有<sub>レ</sub>余者、依<sub>レ</sub>例処分、（中略）縦欠物多、當時公廩物少、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>償填<sub>レ</sub>者、具<sub>レ</sub>状申<sub>レ</sub>官聽<sub>レ</sub>裁、但欠損物者、一准<sub>レ</sub>動物<sub>レ</sub>推徵、（中略）

一 未納物事

右水旱不熟之年出<sub>レ</sub>举雜物、如有<sub>レ</sub>未納<sub>レ</sub>者、以<sub>レ</sub>當時公廩物<sub>レ</sub>填<sub>レ</sub>納<sub>レ</sub>之、（下略）

この官宣の理解については、公廩稻処分の眼目をめぐって代表的な説として早川庄八・蘭田香融両氏の説がある。早川氏は、天平勝宝七年（七五五）の太政官宣を、これ以前に公廩稻処分に関する詳則の出されていないこと、またその官宣の構成から推しても、施行細則たる式にも比定さるべき性格のものであるとする。そして「欠負」

と「欠損」を弁別し、本来、欠負は人的損、欠損は腐敗や遺漏による欠であって、①動物の欠負・欠損については、「当時専当人」に補填させる、②不動産の欠負・欠損のうち、欠負は $\alpha$ の場合は「当時専当人」に補填させ、 $\beta$ の場合は「公廩物」をもって補填する、但し、 $\gamma$ の欠損については、動物に準じ（すなわち「当時専当人」に補填させる）、③出挙未納については、「公廩物」をもって補填するものであり、この官宣の意図は、②の $\beta$ と③を「公廩物」をもって補填することにあると結論した。これに対し、藺田氏は、公廩稲設置の本来の意図が天平宝字元年（七五七）の国司公廩処分にあるとし、たうえて、天平一〇年（七三八）に停止された国司借貸制の復活と考えるべきであり、天平一七年に公廩稲の用途を明記しなかったのは、このことが自明のことであったからとした。このように、公廩稲制度発足時における国司への公廩処分の意図の有無について相違があるが、いま木簡の「公廩」記載を検討するに際しての、延暦一〇年頃の現行の式としては、次の二つが関連してくると思われる。

L 『続日本紀』天平宝字元年一〇月乙卯条

太政官処分、比年諸国司等交替之日、各貪<sub>ニ</sub>公廩<sub>一</sub>競起争論、自失<sub>ニ</sub>上下之序<sub>一</sub>、既虧<sub>ニ</sub>清廉之風<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>理商量、不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此、今故立<sub>レ</sub>式、凡国司<sub>ニ</sub>公廩<sub>一</sub>式者、惣<sub>ニ</sub>計当年所<sub>ニ</sub>出公廩<sub>一</sub>、先填<sub>ニ</sub>官物之欠負未納<sub>一</sub>、次割<sub>ニ</sub>国内之儲物<sub>一</sub>、後以<sub>ニ</sub>見残<sub>一</sub>、作<sub>レ</sub>差処分、其法者、長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、

其博士・醫師准<sub>ニ</sub>史生例<sub>一</sub>、員外官者各准<sub>ニ</sub>当色<sub>一</sub>、

M 『続日本紀』延暦九年十一月乙丑条

勅曰、公廩之設、本為<sub>レ</sub>填<sub>ニ</sub>補欠負未納<sub>一</sub>、随<sub>ニ</sub>国大小<sub>一</sub>、既立<sub>ニ</sub>奉式<sub>一</sub>、而今聞、諸国司等、雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>欠物<sub>一</sub>、猶得<sub>ニ</sub>公廩<sub>一</sub>、理須<sub>ニ</sub>依<sub>レ</sub>法科<sub>一</sub>罪没<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>官物<sub>一</sub>、但以下<sub>ニ</sub>国司等<sub>一</sub>久有<sub>ニ</sub>仕宦之勞<sub>一</sub>、曾無<sub>ニ</sub>還<sub>レ</sub>家之資<sub>一</sub>、今故立<sub>ニ</sub>法制<sub>一</sub>、宜<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>今以後<sub>一</sub>、有<sub>ニ</sub>旧年未納欠負<sub>一</sub>者、大国三万束、上国二万束、中国一万束、下国五千束已上、毎年徵填、附<sub>レ</sub>帳申上、若不<sub>レ</sub>抛<sub>ニ</sub>此制<sub>一</sub>、有<sub>ニ</sub>未納者<sub>一</sub>、返<sub>ニ</sub>却税帳<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>事科<sub>レ</sub>罪、其当年未納者、一依<sub>ニ</sub>去天平十七年式<sub>一</sub>填<sub>レ</sub>之、

L においては、公廩稲の処分方式が①官物の欠負未納、②国内の儲物<sup>(18)</sup>（朝集使在京・非時差使・調庸運搬を除く向京担夫の食糧）、③国司への配分と明確化され、またMにおいては、欠負未納の増大に対する補填の定量化、すなわち大国三万束、上国二万束、中国一万束、下国五千束を徴して補填財源に充てることとされ、とくに「旧年未納欠負」が対象とされており、まず旧年未納の補填分を確保することとされるにいたり、「当年未納」は、「天平十七年式に依って」、すなわち大国四〇万束以下の正税より別置された出挙の利稲をもって、補填することとなった。その後の、公廩処分をみておくと、「略」宣<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>大国一万八千、上国一万二千、中国六千、下国三千束已上、毎年徵納<sub>一</sub>、其当年未納、一依<sub>ニ</sub>先符<sub>一</sub>者」（『延暦交替式』延暦一六年八月三日太政官符）とする延暦九年格の改定があるが、これは延暦一四

年間七月に公出挙の利率が五割から三割に変更されたことにともなう数量の変化（例えば、大國六万束の五割である三万束を補填していたのを、六万束の三割すなわち一万八〇〇〇束に改定した）であり、その後の補填の方式は、天長九年には公靡利稻の一〇分の一を毎年徴填する補填法（格率分）の採用（『類聚符宣抄』康保四年二月一日宣旨所引天長九年二月一七日太政官符）へと変遷をとげていくことになる。<sup>19)</sup>

このような公靡処分法の流れの中で、一一五四号木簡をみると、「旧年未納」分の公靡の処理を示したのではなく、「当年未納」分の公靡処分を示したものと解した方が妥当ではないであろうか。「公靡」記載のある木簡は、延暦一〇年頃の具体的な公靡処分のあり方を示す木簡と位置づけることができるのではないだろうか。

### 三 出土木簡にみる国と郡との関係

——物品と返抄の授受を通して——

#### ○四二一三号木簡

- ・ 「都可郷進藤一荷」□
- ・ 「<sup>(異郷)</sup>〔<sup>(藤カ)</sup>所返抄 郡雑器所 申送』 190×(39)×(5) 019

この木簡は、第一九次発掘調査の、政庁Ⅰ期に相当する八世紀前半の溝と想定されるSD—1—1から出土したものであり、都可郷

から「藤一荷」を進上したことを示すものである。『下野国府跡Ⅶ』では、「内容は、表に都可郷から藤一荷を進上したことが記される。裏は、概ね、国府の<sup>(藤カ)</sup>□所で検領が行なわれ、その返抄が郡雑器所に宛てて送されたとの意味に理解できる」としている。<sup>20)</sup>この想定根拠として、平川南氏は、都可郷からの藤一荷は、郡を経由して一旦国府の藤所に収められ（「検領」、次に国衙の藤所から返抄が郡雑器所に宛てて送され、そこで廃棄されたとする当該木簡の流れを想定している。<sup>21)</sup>

ただ問題は、SD—1—1という八世紀前半の政庁Ⅰ期に相当する「国府跡」の溝から出土しているということである。平川氏はこの点を合理的に解釈するために、国府と郡家の位置関係に論を進める。その際、国府と郡家との位置関係を文献史料から窺うことができる国として出雲国の場合が著名であるが、『出雲国風土記』巻末記の「自<sup>(22)</sup>国東界（中略）又、西廿一里、至<sup>(23)</sup>国庁意宇郡家北十字街、即分為<sup>(24)</sup>二道（一正<sup>(25)</sup>西<sup>(26)</sup>道、一枉<sup>(27)</sup>北<sup>(28)</sup>道）」とする記載についての、青木和夫氏の出雲国庁と意宇郡家との位置関係の考察、すなわち「国庁たる意宇郡家」と解釈し、国庁が建設されるまでは、国司は意宇郡家において出雲国をおさえていたという説を採用して、郷から郡家を経由して、国庁に藤が進上され、その返抄が国府から郡家へ送られたのであるとすれば、木簡の廃棄場所は郡家となり、都賀郡に置かれた下野国庁と都賀郡家は極めて近接していたと結論された。この平川氏の理解は、

木簡の機能を考慮した、「木簡の廃棄」場所の提案であり、郡家の位置の推定にも及ぶ提案であると考えられる。

しかし、この想定は果たして成り立つであろうか。当該木簡の「申送」の語句に注目するとき、別の解釈の余地も存在すると思われる。氏の説を検討するにあたって、第一に当該木簡の「申送」の語句について、第二に勘検署名と検収との関連、という二つの点から検討を加えてみたい。

まず第一に、当該木簡の「申送」の語句についてである。その検討のために、文書にみえる「申送」の語句の用いられ方に注目してみたい。ここに掲げた表2は、一〇世紀頃までに限って、『平安遺

表2 『平安遺文』所収の売券にみえる「申送」の記載の事例

近江国長岡郷長解	弘仁一四年一二月九日	即付買人申送	四八号
近江国愛智郡司解	天長二年一〇月三日	仍勅売買兩人署名申送	五〇号
紀伊国那賀郡司解	承和一二一年一二月五日	仍勅売買兩人并証人署名、造券文三通、申送如件	七九号
某郷長解	貞観一二年四月二三日	仍勅売買兩人并保証署名、立券文、申送如件	一六三号
左京土師吉繼田地 売券	貞観一八年三月七日	仍勅売買兩人并保証署名、申送如件	一七一号

文』から「申送」の語句のみられる売券を掲出した一覧表である。

例えば、表2の中の四八号の文書「近江国長岡郷長解」は、

長岡郷長解 申部内伯姓切常根売買懇田立券文事

合巻段

大原二条三里廿五墓原百八歩

廿六柿田百八十歩

売人長岡郷戸主輕繼人戸口秦富磨

得買人

右、得管郷長丸部今繼解状偽、戸主輕繼人戸口秦富麻呂申云、依己之所負正税、己之父秦永寿之名懇田矣、限永年佃直稻充參拾束、売与浅井郡湯次郷戸主從六<sup>(位)</sup>下的部臣吉野戸中嶋連大刀自咩既畢者、依款状、彼<sup>(保)</sup>証刀禰等召集覆勘、所陳有実也、望請、郷解文欲立券文者、今依申状、売買勅兩人連名、立券文如前、即附買人申送、以解、

弘仁十四年十二月九日

專田主秦「永寿」

売人秦「富麻呂」

弟 秦「長種」

母息長「秋刀自女」

買人「中嶋連大刀自咩」

「郡判之  
大領息長真人 主政文忌寸

戸主輕我孫「繼人」

少領穴太村主「牛養」 副主政湯坐連 保戸主栗田「人勝」

主帳鳥次「惟成」 輕我孫「吉長」

輕我孫「広吉」

郷長丸部今継

とあるように、秦富麻呂から、中嶋連大刀自咩への墾田の売却にあたって、売人からの申請にもとづいて、立券手続きを行なった郷長が、郡司に対して、その認可(郡判の付与)を申請した文書である。

ここで、傍線部から郷長が「買人に付して、この郷長解を「申送」する」としていることが知られる。また個々の史料の引用は省略するが、五〇号は、郡から国への解の中で「申送」の語句が使用されており、七九号も同じく郡から国への解の中で、しかも文書の奥には国判が据えられており、一六三号は、郷長から郡への解の中で、文書の奥には郡判が据えられており、一七一号は、前欠のため詳細は不明であるが、事実書の書止文言は「以解」となっている。これらは、いずれも解形式の文書に特有の表現として、「申送」の語句が使用されていることを示している。文書における「申送」の語句の用例からは、当該木簡の「申送」の主体を、国と考えることは、用字の問題が残るといえるのではなからうか。

第二の点については、今泉隆雄<sup>(24)</sup>氏が検討を加えられた長岡京から出土した地子物付札の勘検署名と検収のあり方が参考になると思われる。今泉氏によれば、地子物付札の勘検署名をもとに、この付札が京において地子物の送付受納の行なわれる直前に貢進者側が付け

たとみるべきとされており、このような勘検と検収のあり方に留意すべきではないだろうか。当該木簡の裏面の異筆記載の中の筆の数、また異筆記載の範囲は不明なものの、必ずしも平川説では解明できない点もあり、他の想定之余地を残している。例えば、①都可郷からの現物である藤と付随した送り状として郡雜器所が申送した文書木簡という意味でのこの木簡は、②送付受納の直前に付されて、③国衙での検収受納ののち、④これと並行して国衙の藤所から返抄を出すべく、文字として「返抄」文言が書き留められた上で廃棄された、という想定も不可能ではないのではないか。もちろん、他の地方出土木簡の中には、このような複雑な過程を経たものでなく、当初から返抄のために作成された木簡として、米の納入に関わる返抄簡とされる、次のような発久遺跡出土木簡などが存在することはいうまでもない。

○発久遺跡出土返抄木簡<sup>(25)</sup>

・右米領納如件

返抄

・九月廿日磯部広人

(115)×32×4 019

しかし、四二一三号木簡が、返抄としての機能をもって国府から郡へと移動し廃棄されたとするには、当該木簡の下端部分の形状は不明なものの返抄という受領証拠としての日付や差出者という要件を備えるという点では不備なものであり、国府内での木簡の廃棄を

前提にその記載内容を理解すべきではなからうか。

#### 四 国・郡の機構——所——

次に、国・郡の行政機構への官人の集中という視点から、下野国府跡出土木簡にあらわれた国・郡の機構の問題をとりあげたい。

##### 〇二一六五号木簡

・「造瓦倉所解

(吳筆カ)

70×28×(2) 081

これは、延暦一〇年頃と推定される土壙であるSK—〇一一から出土したものであるが、「造瓦倉所」という国府に付属する「所」がみえることが注目される。『下野国跡Ⅶ』でも、「造瓦倉所」は、国府に付属する下級役所か。(中略)なお、延暦十年二月十二日の太政官符「応造倉庫事」(『類聚三代格』)に関連する<sup>(26)</sup>と指摘されているものである。ただし、延暦一〇年二月二日の太政官符に関連するとの指摘は、再検討を要すると思われる。この太政官符は、「自今以後、新造倉庫、各相去必須<sup>(27)</sup>十丈已上、地有寛狭<sup>(27)</sup>隨便<sup>(27)</sup>議置、但旧倉者、修理之日亦宜<sup>(27)</sup>改造」とするものであるが、官符の意図は、倉庫の造営は間隔をあけよというものであり、当該木簡に対応する政策としては、別のものが考えられるのではないか。これに関連する官符としては、『貞観交替式』新案所引延暦九年七月二

三日太政官符が該当するのではないかと考えられる。『貞観交替式』は、延暦五年八月七日の太政官符「応早作<sup>(28)</sup>土屋<sup>(28)</sup>及被<sup>(28)</sup>焼損<sup>(28)</sup>官稻<sup>(28)</sup>填納<sup>(28)</sup>事」、すなわち①土屋(新案では土倉と表現されている)の建造を命じた延暦二年の官符をうけて、②屋上に泥塗や草葺をやめ、板葺とすることを励行した官符を引いたのちに、「新案、延暦九年七月廿三日官符、停<sup>(28)</sup>造<sup>(28)</sup>土倉<sup>(28)</sup>、仍不<sup>(28)</sup>抛<sup>(28)</sup>此格<sup>(28)</sup>」<sup>(28)</sup>としているものである。これによると、延暦二年からの土屋製作の方式を、延暦九年にいたり撤回しており、この結果として倉庫を瓦倉とすることが行なわれたのではなからうか。そして、それに関わる国府の造瓦という活動の中で作成された木簡と考えてよいのではないだろうか。

またこの木簡は、国衙機構の中における「所」の存在を示すものとして注目されるが、同じく「所」の存在を示している木簡に、先ほどの四二一三号木簡の「藤所」もある。すでに述べたように、この木簡は郡からの木簡であり、「郡雜器所」とする表記からは、国衙とならんで郡レベルにも「所」が置かれていたことを示している。ところで、これまでの「国衙の所」の理解としては、八・九世紀にも事務別の所があったとする説があるが、「所」の前身機構の存在を認めるにしても、一一世紀にみえる田地、租税、軍事、検察、生産などほぼあらゆる分野にわたる「所」が展開していたとは思えないとする大津透氏の説に<sup>(29)</sup>代表される考えが一般的であろうと思われるが、下野国府跡出土木簡にみえる「所」の表記は、国・郡の機

構としての「所」についての再検討の必要性を示すものである。地方の官衙における機構としての「所」の検討を行なった研究として、早くは竹内理三氏の研究がある。氏が大宰府における所として掲げられたものには、次の所がある。

- ・ 学校院・兵馬所（兵馬司）・蕃客所・主厨司・主船司・匠司・修理器仗所・防人司・警固所・大野城司・蔵司・大帳所・公文所
- ・ 薬司・貢上染物所・作紙所・貢物所・政所・税司

なおこの他に、貞観十一年一〇月一五日「大宰府田文所検田文案」にみえる「田文所」も大宰府における「所」の一つとしてつけ加えることができるであろう。また、文書にみえる国衙の「所」は多岐にわたっている。このような文書にみえる国衙の「所」を示したものが次の表3である。

大津氏の指摘にもあるように、国衙機構としての「所」が国衙行政の分掌体制の中で文書にみえる国衙の「所」として現われてくるのは、一〇世紀以降のことであるが、八世紀末に、国衙の行政を専当する（造管という限定された局面ではあるが）「所」の存在が確認されることに注目すべきであろう。しかも、四二一三号木簡のように、郡レベルのものも存在していることである。このような「所」の存在を示す木簡からは、①「所」の成立は郡司の衰退に対処し、郡衙の機能を吸収して、受領が直接の国内支配にのり出し国衙機構を整備したことを示しているとしたり、②郡司によって国内行政の実務

表3 「平安遺文」所収文書にみえる国衙の所の事例

見管使所	丹波国牒	延喜一五年一〇月二二日	二一三号
郡司所	伊賀国夏見郷刀禰等解案	康保三年四月二日	二八九号
国使衙	大和国添上郡牒	正暦二年三月一四日	三四九号
国田所	大和国使牒	正暦二年三月一四日	三五〇号
田所	柴山寺牒	正暦五年九月九日	三五九号
田所	東寺伝法供家牒	長保四年九月一九日	四二八号
田所	大和国柴山寺牒	寛弘三年九月二一日	四四三号
田所	大和国柴山寺牒	寛弘六年一〇月二〇日	四四九号
田所	東寺伝法供家牒	寛弘六年一〇月二八日	四五〇号
田所	大和弘福寺牒案	長和二年一二月九日	四七三号
田所	大和国柴山寺牒	長和二年一二月二五日	四七四号
田所	大和国柴山寺牒	寛仁元年九月二五日	四七八号
田所	筑前国黒嶋莊立券案	治安二年一二月二日	四八九号
田所	大和国柴山寺牒	万寿二年一二月五日	五〇三号
田所	大和国柴山寺牒	長元二年九月二八日	五一六号
田所	大和国柴山寺牒	長久二年一二月二日	五九五号
税所	伊賀国税所勘申案	長保三年	四二〇号
税所	豊後由原宮官師如寿解	寛弘一〇年正月二六日	四六九号
収納所	豊後国由原宮官師皇慶解	治安二年六月八日	四八八号

（備考 一〇・一一世紀の文書のうちから事例として便宜掲げたものである）

が担われているから国衙の役所は簡素でよい、とする考えに再検討を迫るものではなからうか。

一〇世紀以前の国郡行政における調査・報告としての「勘申」に注目した山口英男氏は、①九世紀半ば以前においては国司による国としての勘申が大勢を占めること、②一〇世紀に入る頃より郡司勘申の例が増加し、国としての勘申を国司以外が行なう例がみられはじめること、③一〇世紀末までに「所」による勘申が主流となつてゐることを指摘する<sup>(32)</sup>。このような国・郡による勘申のあり方は、「雑色人」を編成した地方行政機構の新しい整備のあらわれであり、九世紀後半から一〇世紀はじめにかけて顕在化する彼ら「雑色人」を媒介とする国郡行政機構の一体化の動向の中で理解されるとの氏の指摘は、行政機構の一体化（あるいは同質化）にとつて、その政務を担当する彼ら在地の人間の官僚的習熟、とりわけ文書行政上のそれが重要であることについて、かつて売券の分析を行なった際に指摘した点とも合致するが、それとならんで彼らが機構の一員として結集する「場」がすでに八世紀にも準備されていたことは、改めて注目しておいてよいと思う。

## 五 国衙における政務と儀礼

### 1 鎮火祭

次に、政庁I期に相当する八世紀前半の溝であるSD—1—1から出土した、四一七三号木簡に注目したい。

○四一七三号木簡

<sup>[鎮]</sup>眞火祭□□

87×12 091

この木簡は、平川氏が、律令制神祇祭祀で、中央の儀式とされていた鎮火祭が地方の国府でも実施されていたことを推測させる史料として指摘されたものである<sup>(34)</sup>。中央での鎮火祭は、神祇令5季夏条・9季冬条に、季夏（六月）と季冬（十二月）の儀式としてみえ、義解に「宮城四方角」において、火災を防ぐために卜部らが「火を鑽り」て祭るとあり、集解に令釈・古記別なしとある、防災の神事である。この木簡の事例などのように、これまで国府における政務や儀式のあり方について不明であったものが、木簡の出土によって明らかにされつつあるといえよう。このことは、中央における儀式とされていたものが、地方においても行なわれていることを前提に、国衙における行政執行の年間行事暦（年事暦）の作成の必要性を示している。これまで文献史料により、例えば、『万葉集』による出挙の政・租

税収納の行事が館野和己氏<sup>(35)</sup>によって、また文書勘会制という視点から、文書の作成・進上の行事が梅村喬氏<sup>(36)</sup>により、年間行事暦として一部分再構成されていたが、一年間の国衙行政（古代社会にあつては、政務と儀式とは截然と分かちがたいとの土田直鎮氏の指摘<sup>(37)</sup>から儀式をも含めて）の執行という視点が必要になってくる。

## 2 一年間の「行政暦」

表4は、各国府で行なわれたであろう一年間の行政処理にとまなう政務の開始時期や終了期限、儀式の式日を掲げたものである。このような政務・儀式のあり方と各国府出土木簡での対応関係などの検討が今後必要ではなからうか。

例えば、因幡国府跡から出土した次のような木簡が存在する<sup>(38)</sup>。

・ 仁和二年仮文 □

・ 仁和二年仮文

これは軸部を欠失しているが、厚さ五ミリ程の杉の板で、残存する部分は長さ七・三センチメートル、幅二・七センチメートルの題籤軸の表裏に記載されたものである。請仮解については、京官の場合、例えば仮寧令1給休暇条による六仮や五月と八月の田仮があり、同令11請仮条には休暇申請の規定が定められていた。また国に関わる仮については、学生の仮があつた（学令16請仮条・学令20放田仮条）。この木簡の場合、因幡国府跡出土ということから、国学生の国司へ

の休暇申請の文書である請仮解を編綴したものの題籤とも想定することが可能である。また次の二〇五一号木簡は、延暦一〇年頃に廃絶されたと推定されるSK—〇一一から出土したものである。

○二〇五一号木簡

・ 帳  
七月

・ 復三年  
□ □ □

43×32×4 081

この木簡は、復三年<sup>(39)</sup>のものを書き連ねた帳簿の存在を推定できるものである。木簡の記載は七月とされており、表4の一覧表中の計帳の京進時期である八月とも関わるかと思われる。同様のことは、他の儀式・政務においても検証できるのである。またこのような一年間の国衙行政のサイクルの確認の必要性という視点から、「具注曆木簡」<sup>(40)</sup>の存在も考えるべきものではなからうか。

3 政 始

次に、政庁Ⅱ期に使用された八世紀後半～延暦一〇年の土壙であるSK—〇二七から出土した四一九号木簡について検討したい。

○四一九号木簡

・ 始政日文  
□ □ □

・ 二月  
□ □ □

93×27×(5) 061

表4 政務期限・儀式式日一覧

政務・儀式内容	始期	終期	出典	分類
元日朝拝	1/1	1/1	儀制令	儀式
元日設宴	1/1	1/1	弘仁式主税/延喜式主税上	儀式
大糧・税帳結解・出挙帳結解			延喜式民部下	四度公文
大帳・税帳損益			延喜式主税下	四度公文
大未進小未進帳上進			延喜式民部下	四度公文
吉祥悔過			弘仁式主税/延喜式玄蕃	法会
国分二寺転読金光明最勝王經	1/8	1/14	延喜式玄蕃	法会
諸司年終帳	1/8	1/14	延喜式太政官	法会
未進国司の公解没収			貞観交替式	四度公文
班田の太政官への上申	1/1	1/21	田令	田租・春米
郡司欠・国司詮擬歴名集省			延喜式式部上	班田
祈年祭	2/4	1/内	延喜式四時祭上	叙位任官考課
被管年終帳			延喜式太政官	祭祀
春夏祿支給	2/10	2/21	延喜式太政官	四度公文
正税帳上進			延喜式太政官	官人祿
明年貢調国の租帳上進			延喜式民部下	四度公文
調庸未進物貢限			延喜式民部下	四度公文
春秋二仲月一七日転読金剛般若經	2/上丁	2/30	貞観交替式	調庸
春秋積糈	2/上丁	2/末	弘仁式主税/延喜式主税上	法会
諸国調庸未進数主計より主税へ報告			延喜式主税上	儀式
国博士医師受業非業、移送民部省	3/1	3/以前	延喜交替式	四度公文
国分寺僧尼定数、移送主税寮	3/1		延喜式式部上	叙位任官考課
節日	3/3		延喜式玄蕃	叙位任官考課
未進弁納			雑令	儀式
田租帳結解	4/8	3/11	貞観交替式	四度公文
下野薬師寺齋会、布施供養料			延喜式民部下	四度公文
			延喜式民部下	法会

尾張・参河・美濃・加賀・丹後春米 節日	5 / 5	延喜式民部下 雑令	田租・春米 儀式
大宰府計帳・正税帳	前年11 / 1	延喜式民部下 戸令	四度公文
戸籍作成		学令 / 假寧令	造籍
田仮		神祇令	官人休暇
大祓	6 / 晦日	賦役令	祭祀
計帳手実		延喜式民部下	四度公文
但馬・因幡・美作・備前・讃岐春米 例進地子見進未進数上申		延喜式民部下	田租・春米
調庸帳結解		延喜式太政官	田租・春米
調庸損益主計から省へ報告 節日		延喜式民部下	四度公文
文殊会(郡別)	7 / 7	延喜式民部下	四度公文
下野薬師寺齋会、布施供養料	7 / 8	雑令	儀式
太政官雇役丁支配	7 / 15	類聚三代格	法会
調糸		延喜式民部下	法会
越後・佐渡・隠岐調庸		賦役令	役丁
春秋二仲月一七日転読金剛般若経		賦役令 / 延喜式主計上	調庸
秋冬禄支給	7 / 7	延喜式民部下	調庸
計帳京進	8 / 10	弘仁式主税 / 延喜式主税上	法会
春米運京		延喜式太政官	官人禄
備中・備後・安芸・伊予・土佐春米 青苗簿(大帳使帯同)	1 / 1	賦役令	四度公文
考課、当司長官考定		田令	田租・春米
応叙人、本司考定		延喜式民部下	田租・春米
応叙人、本司校定		政事要略	四度公文
春秋积奠		考課令	叙位任官考課
役民雇直食支配	8 / 上丁	選叙令	叙位任官考課
陸奥・出羽・大宰府計帳京進		選叙令	叙位任官考課
		延喜式主税上	儀式
		賦役令	役丁
		延喜式民部下	四度公文
		9 / 末	
		9 / 中旬	
		8 / 30 以前	
		8 / 30 以前	
		8 / 30 以前	
		8 / 末	
		8 / 末	
		8 / 末	
		8 / 22	
		7 / 末	
		7 / 末	
		7 / 末	
		7 / 1	
		7 / 1	
		7 / 以前	
		6 / 末	
		6 / 末	
		5 / 内	
		5 / 末	
		5 / 末	
		4 / 末	



この木簡を、「政を始める日の文を綴った文書の題籤」と解して、政を始める日すなわち朔日の行事としての告朔に関するものと考えられるか否かという点である。告朔に関する古瀬奈津子氏の研究によれば、儀制令5文武官条の「凡文武官初位以上、毎朔日一朝、各注<sub>2</sub>司前月公文、五位以上、送<sub>2</sub>着朝廷案上、即大納言進奏、(下略)」に規定される告朔は、①『類聚三代格』承和五年三月二三日太政官符に「毎月附<sub>2</sub>告朔郡司一令<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>」<sup>(41)</sup>とあり、行政報告が郡司から国司へなされていたことも知られ、②奈良時代においては、月別告朔と季別告朔が行なわれ、平安以降は孟月告朔となり、月別告朔が廃止されたとされる。また八幡林遺跡出土の木簡にも国府における告朔の

儀式が存在を示すものが存在する。  
 ○八幡林遺跡出土木簡<sup>(43)</sup>  
 ・「郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率<sub>レ</sub>」  
 ・「虫大郡向参朔告司<sub>レ</sub>率<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>」  
 符到奉行 火急使高志君五百嶋  
 九月廿八日主帳文部<sub>レ</sub>」  
 585×34×5 011

このように、国府における告朔の存在は確認できるが、四一六九号木簡については、①その記載からは、儀制令5文武官条による月別告朔、すなわち「前月公文」を提出する形式ではない、②また「二

仏名懺悔 大祓 糴の貯備 調庸物貢進(遠国) 未進調庸越後・佐渡・隠岐 仕丁点定(遠国) 公廩雜物の費用見在帳、申太政官 国非業権任博士、秩滿、申太政官 僧尼尊勝陀羅尼誦廿一遍、付朝集使言上 班田 仕丁均分上役 (未進調庸伊予国宇和喜多郡) (未進調庸長門国) 告朔	12 / 15 (12 / 19) 12 / 晦日 11 / 1	12 / 17 (12 / 21) 12 / 30 12 / 末 12 / 末 12 / 末 年終 年終 明年 2 / 末 明年 2 / 末 明年 6 / 30 明年 6 / 30 明年 6 / 30	類聚三代格(天長(仁寿)) 神祇令 軍防令 賦役令/延喜式民部上 延喜式民部上 延喜式民部上 延喜式民部上 雜令 延喜式民部上 延喜式玄蕃 田令 賦役令 延喜式民部上 延喜式民部上 類聚三代格	法会 祭祀 軍事 調庸 調庸 役丁 班田 法会 叙位任官考課 田租・春米 役丁 調庸 調庸 政務
--	--	---	--	---

月」の記載があることから、孟月告朔とすることには無理がある<sup>(44)</sup>。古瀬氏も指摘するように、当該木簡の記載は、「政始」と関連するものと解しうるのではないか。政始とは、①中央においては毎年正月、公卿が始めて太政官庁もしくは外記庁において政事を議する朝議で、吉日を択びこれを行なうものであり、太政官庁において行なうものを官政始、外記庁において行なうものを外記政始という、②年首の他に、新帝踐祚後、改元後、新宮遷幸後、廢朝後もこれを行なうのを例とする、③申文の儀があり、酒・食を供する饗饌の儀が行なわれるものである。これに対し、国衙レベルにおいては、古瀬氏も指摘しているが、『朝野群載』の「国務条々事」には、国司の任国下向後の政始の規定がみられ<sup>(45)</sup>、また著名な事実であるが、『時範記』には承徳三年(一〇九九)に因幡国司として任国に下向した平時範の政始の様子がみえる<sup>(46)</sup>。しかし、この木簡によって、この時期延暦一〇年頃以前に政始が国衙レベルで行なわれていたことは注目すべきことであろう。

以上、下野木簡を中心として、政務・儀礼の事例を検討してきたが、次にこの政務・儀礼の場においてあらわれる国・郡関係、また人的関係としては国司―郡司関係の特質を検討しておきたい。

#### 4 国衙における儀式と在地との関係——国庁の類型論との関連で——

国司を中心とした国・郡の官人の活動の場である国庁・国府域の

発掘の事例が増えるにともないその姿が明らかになってきており、国府あるいは国庁などと称される一定の区画をどのように呼称するかということが近年再検討の対象とされるにいたっている。それまで使用されてきた「国衙」の用法を安易に「国庁」と同一視すべきではなく、「衙」のもつ語義に即して理解すべきであり、さらに「国府」についてそれが国府庁事(国庁)を指す場合と、国府院(国庁院)を指す場合があったとする八木充氏の説と<sup>(47)</sup>、それに対する山中敏史氏の反論など、それ自体としては重要な論点をもっていると思われるが、ここでは紙幅の関係もあり詳細な検討は差し控えたい<sup>(49)</sup>。

今回の報告での国司・郡司の政務のあり方の検討という課題からすると、とくに問題となるのは国庁―政庁のあり方であると思われる。以下、単に国庁と表現し、検討を加えたい。発掘成果により伯耆・下野・肥前・近江・陸奥・出羽などの諸国の国庁の構造が比較的判明している。

政庁の建物配置に注目し、三つの類型を析出した阿部義平氏によれば、正殿が中央にあり南に中庭、その中庭を横からはさむ形で桁行の短い脇殿が各一棟、門外に東西の常設の建物が配置される城柵型、正殿からのびる廊風建物や二棟ずつの脇殿をもつ大宰府型、前殿が区画の中心にあり、長舎の脇殿にはさまれてその北に正殿が位置する内国型の三類型が地域的に存在するとされる<sup>(50)</sup>。このうち、第三の内国型国庁は、直接的に国や郡などの地方官庁を統轄する制度

上の上級官庁である太政官の曹司施設を手本として成立したとの指摘は、国庁の建物配置の系譜関係に新しい見解を示したにとどまらず、国衙を宮城に国庁を朝堂院に対比する構図の再検討をも迫るのであり、国庁の機能論にも関わる重大な問題提起であるといえよう。ただ、第三の内国型国庁の系譜関係については、直接的に国や郡などの地方官庁を統轄する制度上の上級官庁である太政官の曹司施設を手本として成立したとの指摘をめぐり、阿部氏と山中氏との間に議論があるが、<sup>(51)</sup>ここではとりあえず、国庁や国府で具体的にどのような政務や儀礼が行なわれていたかの考察として報告を進めていきたいと思う。

さきに紹介した表4の「政務期限・儀式式日一覧」は、文献史料から窺われる国府を中心とした一年間の政務を時間的経過に即して内容上から分類したものである。これらの政務は国庁を中心とした殿舎で行なわれたものと考えられる。それらは、大別すると第一に公文の作成・進上、政務の報告(告朔)などの日常的行政実務の場としての利用がある。天平六年の「出雲国計会帳」には、数多くの公文類が国から中央に進上されたことがみえるが、それらは表4にも示したように提出の期限が定められており、その作成には国府内の殿舎が使用されたであろう。

第二には儀式や饗宴の場としての利用である。「天平一〇年度駿河国正税帳」には、「元日朝拜刀禰拾老人<sup>国司史生已上三口</sup>郡司主帳食<sup>已上六口</sup>軍教少教已上二口

稻式束式把、酒壺斗壺升人別種二把<sup>(52)</sup>酒一升」とする記載にみられるように、元日の朝賀拝礼の儀式をはじめとする年間の儀式の催される場でもあった。中でも、国庁を中心とする一年間の政務・儀式を通じて、国司―郡司関係が最も明瞭に示されるのが、元日朝拝の儀式であろう。儀制令18元日国司条には、

凡元日、国司皆率<sup>三</sup>僚属郡司等、向<sup>レ</sup>庁朝拜、訖長官受<sup>レ</sup>賀、設<sup>レ</sup>宴者聽、其食、以<sup>レ</sup>当<sup>レ</sup>免官物及正倉充、所<sup>レ</sup>須多少、從<sup>レ</sup>別式、

とある。第一段階の、国司が「僚属郡司等」を率いて「庁」に向い「朝拜」を行なうという儀式は、天皇が出御する大極殿にみatteredた国庁の正殿と、国司以下が列立した朝堂院と同義のものと意識された前庭とを中心とした儀式であり、都城での朝賀と同一の構造をとり、国庁においてもその臨場感の中で参列者に天皇の權威・尊厳性を実感させ、天皇への服属を明確にする行為であった。第二段階の、国司の長官が「僚属郡司等」から「賀」を受ける儀式は、国司の僚僚とともに郡司たちから天皇の「代理人」である国司の守が「賀」を受けることであり、参列した郡司たちにとっては天皇への服属と同一の構造によって儀礼を行なうことができ、第一と第二の段階は二重の構造を示すものと考えることができ、また第三段階の「宴」では、国司が官物で郡司たちをもてなすとともに、郡司たちも同時に国司に対して食物を餉っていた。<sup>(53)</sup>これは、国司が服属の意を示した在地首長層をもてなし、また在地首長層が、服属の意を示すため

に、自分の支配領域で採れた食料で国司をもてなすという構造をとっていたとみることができよう。<sup>(54)</sup> 政庁の場で毎年確認される国司と郡司の政治的關係はこのような構造をとっていたのである。

しかも、このような国司—郡司關係は、次に掲げる儀制令11遇本国司条においても同様の構造をとっていたと考えられる。同条には、

凡郡司遇<sub>三</sub>本国司<sub>二</sub>者、皆下<sub>レ</sub>馬、唯五位、非<sub>三</sub>同位以上<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>下、若官人就<sub>三</sub>本国<sub>一</sub>見者、同位即下、(下略)

とあり、一般の官人の場合は、位階の序列に応じて下馬の礼をとるといふ秩序となっているのに対し、郡司の場合は、五位を除けば、位階の序列に対応した秩序とはなっていないことが注目される。例えば、六位の郡司が初位の国司と遇したとき、郡司は下馬すること、この逆に、国司は初位以上の位階を有しておれば(官位相当制からすれば当然の前提)、郡司に対して下馬の礼を取ることとはなく、しかもここでの国司とは四等官ではない史生も含まれている。<sup>(55)</sup> 国内における国司—郡司關係の側面では、位階の序列という官人としてのフラットな構造をとっておらず、元日国司条でみた国司への郡司の服屬儀礼と対応する關係にあると考えられよう。<sup>(56)</sup>

大町健・川原秀夫氏らによって、例えば『出雲国風土記』楯縫郡の郡司署名や、「天平二年度越前国正税帳」の郡司署名が、大領と少領、大領と主政の位階が逆転していることにみられるように、郡司に体现される在地の秩序(首長制の秩序)は位階の秩序とはただち

には一致していないことが指摘されていることと相即的な關係にあるものである。

ところで、律令位階制を、天皇が形成主体となる日本独自の「礼」的秩序、朝廷における饗宴の場という限定された空間(『都城の朝堂』において、天皇と臣下が一体となる場を具現化するための一つの装置であるとの性格規定を行なったのは、平野卓治氏である。氏は、朝堂において位階制による「礼」の秩序が体现されたことをもって、<sup>(60)</sup> 国庁あるいは国内において同様の機能が体现されたと想定されているが、儀制令元日国司条や遇本国司条にみえる国司—郡司關係のあり方からみて、八世紀段階すなわち律令の法意において直ちに都城と同様な位階制の役割が機能していたか否かについての判断には慎重でなければならぬと思う。

では、このような国司—郡司關係の特質とその変化が、国庁の発掘成果やそれにもとづく国庁の構造の変化の様相から窺われるであろうか。このことを考察するときに、注目すべきことは、九世紀における国庁の変化の側面である。阿部氏の前掲論文にも指摘があるように、国庁の構造は、八世紀後半ないし九世紀における礎石建物化一部瓦葺きの採用の事態と、九世紀における前殿の消滅と前庭の拡大によって、変化するとされる。<sup>(61)</sup> この国庁の変化の要因については、地方における儀式の「唐風化」という側面から古瀬氏が検討を加えている。<sup>(62)</sup> 氏によれば、このような国庁の変化は、唐風の儀礼を

行なう上での変化であり、「大唐開元礼」にみえる地方官礼上儀などの儀式に適合的であると想定されている。しかしながら、前殿の消滅と前庭の拡大はみられるものの、一方で依然として脇殿は存在し続けている。これは、唐制の儀礼の場の構造とは異なっているといわざるをえない。また、地方における儀式の「唐風化」の前提としての中央における「唐風化」傾向の指摘についても、唐の太極殿や兩儀殿には脇殿はないが、同じく「唐風化」された儀式を行なった日本の朝堂院・豊楽院の構造は唐のそれとは異なることの説明が必要であろう。「唐風化」という側面から九世紀における国庁の変化を捉えるのではなく、当時の国・郡行政や国司―郡司関係のあり方の連関を考えるべきではないだろうか。この点に関連すると思われるのが、伯耆国衙において九世紀以降に曹司とみられる官衙施設が拡充することを考慮し、国衙でも政務の重点が曹司に移行したことを推察できるとする山中氏の指摘<sup>(63)</sup>である。

このことは、九世紀における変化に先立つ八世紀段階での国庁の構造の対比でも明瞭になる。先の阿部氏の三類型のうち、城柵型国庁や大宰府型国庁には前殿がともなわないことがその特徴として指摘されている。城柵型国庁が内国型国庁と異なり前殿をともなわないことについては、蝦夷等に対する饗給の場としての機能との関わりが今泉氏によって想定されている<sup>(64)</sup>。また大宰府型政庁も前殿を欠いているが、職員令69大宰府条に帥の職掌として「蕃客・帰化・饗

謙」があるように、「蕃客」に対する饗宴の場を意識した構造となったものであろう。それに対して、国庁における前殿の消滅・前庭の拡大が、儀礼や饗宴のとり行なわれる場として、有位者集団内部におけるフラットな位階制的な「礼」の秩序構造に適合的であるとすれば、前殿の存在する国庁の構造は必ずしも位階制の秩序に一元化されない差別的構造を有していたことになる。

かつて、売券の分析を行なった際に、八世紀においては国司と郡司の売券作成手続き過程における関与のあり方をめぐる性格の相違がみられ、在地の共同体的諸関係を総括する郡司、文書行政に集約された形で現われた抽象化された国司の行政のあり方と相即的であるとの結論を得、その国司・郡司の行政の性格の相違が、九世紀を通じて国務と郡務とが同質化し、郡司による国務の分掌化の動向が現われることを指摘した<sup>(66)</sup>。八世紀での国司―郡司関係に適合的なあり方が、ここで考察した儀制令にみえる国司・郡司関係であり、またその現象形態でもあるのが、八世紀段階の内国型国庁の構造であると考えることができる。それが、九世紀においては、山口氏の指摘するような国・郡の政務遂行における「雑色人」の行政への参画<sup>(67)</sup>を媒介として、国・郡における政務の性格の一体化(同質化)がひき起こされることにより、曹司を中心とする行政の展開に帰結し、国庁の構造的変化をひき起こしたのではなからうか。以上のように理解したいと思う。

## 六 国衙行政における事務処理をめぐって

最後に、国庁を中心とする国の官司において、どのような行政の処理が行なわれたかについて、国府跡出土木簡の検討を通じて、二、三の問題を指摘したい。

行政事務処理という観点からみると、最近の研究のなかで、木簡の機能論とでもいえるべき研究の進展がみられる。第一に、貢進物付札については、作成レベル（書式）書き出しの段階（国・郡（評）・郷などのレベル）の検討を通じて、作成段階について、郡家を重視するか、郡より下位のレベルを重視するかの論議として検討が深められ、また都城における荷札の出土状況から貢進物の保管状況を論じた館野氏の研究<sup>(69)</sup>、日々の瓦の運搬量を記載した木簡が、受取った側でまたまった段階で本司へ報告がなされるに際し、報告書作成の材料として日々の記録である木簡が使用され、瓦進上状はしばらくは造管現場の担当官のもとに保管されたのちに廃棄されたのであり、木簡に二次的に穿たれた小孔は造管現場での保管のためにあけられたとの寺崎氏の指摘<sup>(70)</sup>がある。さらに中央での勘検・検収のあり方については、長岡京における地子米収納に関わる今泉氏の分析<sup>(71)</sup>が代表的なものとあげられよう。第二に、出納記録としての倉札の検討<sup>(72)</sup> 第三には、帳簿・伝票については、長屋王の家政運用における伝票形

式の木簡の検討<sup>(73)</sup>、また考課・選叙については、『平城宮木簡 四解説』で検討が加えられている<sup>(74)</sup>。

このような、木簡の機能に即した検討は、一部を除いては、都城出土木簡の検討を対象とした考察であり、地方出土木簡の検討は今後の課題としても残されている。ここでは、国衙レベルでの行政の事務処理をうかがわせるものとして、国府跡出土木簡のうち、二、三をとりあげて検討を加えたい。

### 1 「題籤軸」木簡に関連して

先に掲げた政治・仮文の木簡をはじめ、次に掲げた下野国府跡出土の木簡三点を含めて、題籤軸とされる木簡が出土することに注目すべきである。国衙では、周知のように「出雲国計会帳」にみられるように、数多くの公文が作成されていた。その文書処理の過程の題籤軸木簡ということに注目したいと思う。もちろん、題籤軸の出土は、「国府跡」に限られるものではない。試みに、奈文研で作成し、学術情報センターを通じて全国に公開されている「木簡データベース」を検索してみると、一四〇〇〇件のデータ中、八四件が検索される<sup>(75)</sup>。この中には、平城宮における官司の文書処理の過程で作成されたものが数多くを占めており、また正倉院文書の題籤軸も伝世していることは周知のごとくである。しかしながら国府跡から出土した題籤軸は、国府における行政の一端を知り得る貴重な出土遺

物である。まず、下野国府跡出土の題籤軸についてみておきたい。

○四一六九号木簡（政始に関わる前掲木簡）

○三三六〇号木簡

〔薬〕  
・□師寺  
月料

□□  
〔解カ〕  
□文

62×(27)×(5) 061

一三三六〇号木簡は、SK—〇一三という政庁Ⅱ期末または焼失後まもなく使用され、廃絶した土壙から出土したものである。『下野国府跡Ⅶ』では、「当国薬師寺より国府あてに上申された月料についての文書（解文）に付されていたものであろう」とするが、先の政始に<sup>(77)</sup>関連する題籤軸の利用形態を参照すれば、国府における文書整理のために付されたものと解しうるのではなからうか。造下野国薬師寺司といった国府と直接関係をもった役所が薬師寺に置かれており、その役人のための食料請求文書が国府に差し出されてきて、それが巻物に仕立てられていたことが知られると<sup>(78)</sup>想定を考慮すべきであると思うからである。ここからは、文書としての解を継いでいったという行政処理のあり方をみてとることができる。また次の

○三三六一号木簡

□□  
〔解カ〕  
□文

79×28×(6) 061

も同じSK—〇一三という土壙から出土した木簡であり、解文を編綴したものであったとみられる。さらに、

○三四八五号木簡

・□三郡医生  
薬長差□□

・〔解文延曆十  
年七月

111×23×(3) 061

この三四八五号木簡は、SK—〇一三という政庁Ⅱ期に使用されていた土壙からの出土であり、その解の内容は不明なものの、やはり解を綴っていたことが判明する。この他にも形状から題籤軸と判断されたものを加えるとさらにその数は増える。このような題籤軸の出土事例は下野国府跡にとどまらない。各国府跡からの出土事例が報告されているものを、表5に「国府跡出土の題籤軸」として掲げたが、それぞれの積文のいくつかを以下に掲出した。

表5 国府跡出土の題籤軸

但馬国府推定地	『木簡研究』八	一九八六
〃	『木簡研究』九	一九八七
因幡国跡	『因幡国府遺跡発掘調査報告書』Ⅵ	一九七八
山王遺跡	研究集会報告	一九九一
大宰府学校院跡東辺部	『木簡研究』三	一九八一

○但馬国府推定地

(1) ・「官箱

・「大同五年

(45) × 16.5 × 5 061

(2) ・「佐須郷田率

・「

(82) × 18 × 6 061

○因幡国府跡(仮文に関わる前掲木簡)

○山王遺跡

・右大臣殿

・餞馬収文

(35) × 36 × 8 061

○大宰府学校院跡

・「延長五年

米帳

〔下カ〕

・「収所

帳

〔米カ〕

(97) × 32 × 5 061

これらの出土事例からは、題籤軸に編綴された具体的な文書の内容の検討は今後の課題として残されてはいるものの、特定の行政処理に応じた文書の綴りとその題籤軸という関係が存在していたことを示しており、題籤軸木簡は各国衙における文書の整理過程の様相を知り得るものといえよう。

## 2 中央への文書進上と木簡・漆紙文書

各国衙における文書の整理過程については、平川氏によって、地

方官衙において作成され漆紙文書として出土した計帳の分析を中心に作成・保存・廃棄のあり方が検討されているが、地方における文書の整理過程を窺わせる題籤軸という点に絞って、地方出土の題籤軸の特質を、「木口」木簡との対比で検討を加えたい。

題籤軸と「木口」木簡との比較からは、次のようなことが指摘できるところではないか。地方より上申された文書に付属したもの、広くは文書そのものの一部分をなす軸そのものの出土事例としての軸木口には、以下のものがある。

○神亀五年の郡司考文の軸木口<sup>(80)</sup>

・出羽国郡司考

(軸木口)

295 × 16 061

○養老七年の兵士歴名帳の軸木口<sup>(81)</sup>

・肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳

(軸木口)

320 × 22 061

○大倭国志葵上郡大神里の計帳の軸木口<sup>(82)</sup>

・大倭国志葵上郡大神里

・和銅八年

(軸木口)

315 × 19 061

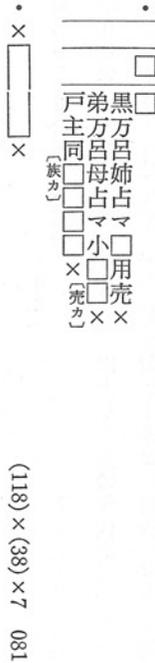
これらは、成巻されて中央に進上された正式の公文に付された軸木口であるという特徴をもつ<sup>(83)</sup>。これに対して、題籤軸の場合には、そこに編綴された文書はそのまま残るといふよりは、一定の期間や、

政務の内容に応じてまとめられた正式の紙の文書が別に作成され、中央に進上されることによって、題籤軸に編綴されていた紙も廃棄され（これが漆紙文書として残る場合がある）、題籤軸も廃棄されることとなったものと思われる。あくまでも題籤軸は、官司内部における文書処理のための一時的な「インデックス」として付けられていたものと考えられるのではなからうか。国衙における行政処理における「木と紙」すなわち「木簡と漆紙文書」との関係としても考えるべき内容をもっていると思われる。

3 「帳簿類」木簡

次に「帳簿類」木簡と称される一群の木簡についてみておきたい。

○多賀城第四次調査の石組暗渠の裏込め土出土木簡<sup>(84)</sup>



八世紀前半の構築層である石組暗渠の裏込め土から出土したこの木簡は、表に三本の刻界線をもつ木簡であり、人名+続柄+人名を書き列ねたものであり、戸籍などの帳簿作成用のものかと推定されている。紙の帳簿作成との関わりで、どの段階でこの木簡が作成され、使用されたものであるのかについて検討する課題が残されている。

るといえよう。<sup>(85)</sup>

○多賀城第四次調査の石組暗渠の取水口付近の埋り土出土木簡<sup>(86)</sup>

・ 丈部 『丈 大麻呂年<sup>(廿カ)</sup> □九左頼黒子』 取 丈部丈部  
 丈文 丈 陽日郷川合里 鳥

・ 『鳥取部丈  
 鳥鳥鳥鳥鳥鳥取部丈部鳥  
 丈文 鳥

(208) × 20 × 7 015

八世紀前半の堆積層である石組暗渠の取水口付近の埋り土から出土したこの木簡は、上層の折損部に側面からあけられた孔の痕跡があり、本来は短冊型で、平城宮跡出土の○一五型式の選叙・考課関係の木簡と同様の用いられ方をしていたものと推定されている。記載内容は、表に人名を書き、その割注形式で年齢+身体的特徴+本貫地という個人データを記しており、基本的帳簿（歴名簿）をもととして、個人ごとに作成された木簡で、これを並べ変えて連ねて用途別の帳簿（歴名簿）を作成するのに使用されたと想定できるものである。また同一層から出土した木簡に兵制に関するものがあることから、兵制関係の事務処理の過程で使用された個人カード的性格を有するものと思われる。

また、次の多賀城第四次調査で出土した木簡、

○多賀城第四次調査の西側の大溝出土木簡<sup>(88)</sup>

(1) (刻線) (刻線)  
 十月 □ □ □ □ 服部意美麻呂 <



などもバラエティーに富む地方出土木簡の利用形態を「もの」観察の視角からみていくことである。このような氏の指摘に留意して、地方の文書行政の全体的な仕組みのなかで木簡の占める位置を明らかにすることは今後とも追究されなければならないであろう。

今回の報告では、平川氏の提言でいえば、第二の点を中心に、文書行政との関わりも念頭におきながら、より広い意味での国・郡の行政執行（政務と儀式の両側面を含めて）のあり方と、そのなかでの木簡という視角から、検討を行なってきたが、先行研究としてとりあげた諸説についての誤解や的外れの理解もあるかと思われる。会員・読者の皆様から御意見・御批判をいただき、今後この課題を追究していきたいと思う。（了）

〔付記〕 本稿は、一九九二年一二月の木簡学会研究会で行なった報告をまとめたものである。まとめるに際しては、時間的な制約もあり、最小限の補訂にとどめたことをお断りしておきたい。

注

- (1) 鬼頭清明「地方出土古代木簡の様相」（第九回研究会）一九八七年。
- (2) 寺崎保広「木簡出土遺跡一覽」「木簡出土遺跡報告書等目録」「木簡研究」一〇一九八八年。
- (3) 高島英之「地方出土の古代木簡について」「群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要」八 一九九一年。
- (4) 試みに、奈良国立文化財研究所が作成し、学術情報センターを通じて全国の研究者にオンライン公開している「木簡データベース」によ

って検索を行なってみると、一四〇〇〇件余りが登録されている中で、九〇〇件ほどが該当する（一九九三年九月現在）。

- (5) 佐藤信「木簡研究の歩みと課題」（第一回大会報告）一九八九年。なお、同氏「木簡研究の歩みと課題」「日本古代木簡選」岩波書店一九九〇年を参照。

- (6) 田熊清彦「東国の国府と郡家」新版 古代の日本 8 関東 角川書店 一九九二年。

- (7) 栃木県文化振興事業団『下野国府跡Ⅱ』（栃木県埋蔵文化財調査報告 第三〇集）一九八〇年・『下野国府跡Ⅳ』（栃木県埋蔵文化財調査報告 第五〇集）一九八三年・『下野国府跡Ⅴ』（栃木県埋蔵文化財調査報告 第五四集）一九八三年・栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団『下野国府跡 資料集Ⅰ（木簡・漆紙文書）一九八五年・栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅶ』（栃木県埋蔵文化財調査報告 第七四集）一九八七年など参照。また、前掲注(6) 田熊論文および同氏「下野国府小考」斎藤忠先生頌寿記念論文集刊行会編『考古学叢考』中巻 吉川弘文館 一九八八年・「下野国府跡出土の遺物について」「古代を考える」四五 一九八七年も参照。

- (8) 前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』一〇頁。
- (9) 前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』一〇頁。
- (10) 前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』四二頁。
- (11) 藪田香融「出挙——天平から延喜まで——」「日本古代財政史の研究」塙書房 一九八一年。
- (12) 『大日本古文書』二一九〇頁。
- (13) 『大日本古文書』二一六四頁。
- (14) 『大日本古文書』二一四八頁。
- (15) 柴原永遠男「国府交易をめぐる諸問題」『奈良時代流通経済史の研究』塙書房 一九九二年。

- (16) 前掲注(11) 藪田論文・早川庄八「公廨稱制度の成立」『史学雑誌』六九一三 一九六〇年など参照。また、関連論文については、山里純一「律令財政史関係文献目録」『琉球大学法文学部紀要 史学・地理学篇』三二 一九八九年がある。なお同氏には、律令財政史の研究史整理を行なった、「律令財政に関する研究史」『栃木史学』五 一九九一年がある。
- (17) 山田英雄「国の等級について」『日本古代史攷』岩波書店 一九八七年。
- (18) 藪田氏は、前掲注(11) 論文において、②を公用稱の系譜をひくものとする。
- (19) この公廨稱による補填は、官物欠負未納、すなわち正税出挙未納と正税の欠負が本来の対象であったが、『延暦交替式』延暦一四年七月二七日太政官符を契機に公廨稱による補填機能が雑米未進・調庸未進にまで拡大されていくことについては、佐藤信「雑米未進にみる律令財政変質の一考察」山中裕編『平安時代の歴史と文学 歴史編』吉川弘文館 一九八一年の論考がある。
- (20) 前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』一〇六頁。
- (21) 平川南「下野国府跡出土の木簡について」栃木県文化振興事業団『下野国府跡Ⅳ』(栃木県埋蔵文化財調査報告 第五〇集) 一九八三年、のち同氏『漆紙文書の研究』吉川弘文館 一九八九年に収録。
- (22) 『日本古典文学大系 2 風土記』岩波書店 一九五八年 二四六頁。
- (23) 青木和夫『日本の歴史 5 古代豪族』小学館 一九七四年。
- (24) 今泉隆雄「長岡京木簡と太政官厨家」『木簡研究』創刊号 一九七九年。また、近年の長岡京の調査および出土木簡については、清水みき「長岡京左京二条二坊六町の調査について」(第八回研究集會) 一九八六年を参照。
- (25) 『木簡研究』一一 一九八九年 九四頁。
- (26) 前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』六六頁。
- (27) 『類聚三代格』巻一二 延暦一〇年二月二日太政官符。
- (28) 『新訂増補国史大系 貞観交替式』新案所引延暦九年七月二三日太政官符 三〇〇三頁。
- (29) 大津透「国衙の「所」について」『歴史と地理』四二一 一九九〇年。なお、氏の説は、発表誌の読者の対象からして通説的な解説を施したものと、例示的に掲げたものである。
- (30) 竹内理三「大宰府政所考」『史淵』七一 一九五六年。
- (31) 『平安遺文』一六二号。
- (32) 山口英男「一〇世紀の国郡行政機構——在庁官人制成立の歴史的前提——」『史学雑誌』一〇〇—九 一九九一年。
- (33) 加藤友康「八・九世紀における売券について」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻 吉川弘文館 一九八四年。
- (34) 前掲注(21) 平川論文。
- (35) 館野和己「村落の歳時記」『日本村落史講座』六 雄山閣出版 一九九一年。
- (36) 梅村喬「民部省勘会制の成立」『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館 一九八九年。
- (37) 土田直鎮「平安時代の政務と儀式」『国学院大学日本文化研究所紀要』三三 一九七四年、のち同氏『奈良平安時代史研究』吉川弘文館 一九九二年に収録。
- (38) 鳥取県教育委員会『因幡国府遺跡発掘調査報告書Ⅵ』一九七八年。
- (39) 「復三年」については、前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』でも想定するように(六三頁)、賦役令14人在狭郷条・同令15外蕃還条との関連が考えられよう。
- (40) 城山遺跡や発久遺跡から出土した具注曆木簡など、国衙から下級の機関へ頒下されたと推定される曆の存在も、地方官衙における行政曆

- の必要性という側面から考えることができるのではなからうか。
- (41) 古瀬奈津子「告朔についての一試論」『東洋文化』六〇 一九八〇年。
- (42) 『類聚三代格』卷一六 承和五年三月二三日太政官符。
- (43) 『木簡研究』一三 一九九一年。なお、この木簡に関しては、小林昌二「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」『木簡研究』一四 一九九二年が検討を加えている。
- (44) 一九九〇年の川崎でのシンポジウムでの報告でも告朔ではないとしたつもりであったが、古瀬氏から批判をうけ（同氏「唐礼継受に関する覚書——地方における儀礼・儀式——」『国立歴史民俗博物館研究報告』三五 一九九一年）、誤解を与えたようであるので、ここで明確にしておきたい。
- (45) 『朝野群載』卷二二。
- (46) 『時範記』承徳三年三月二日条（早川庄八「史料紹介 時範記」『書陵部紀要』一四 一九六二年）。
- (47) 八木充「国府の成立と構造——文献史料からみた——」『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇 一九八六年。
- (48) 山中敏史「国衙の構造と機能」『関東甲信越静地区埋蔵文化財担当職員共同研修会資料』一九八六年。
- (49) 八木氏は、国庁・国府について、国司が執務する空間であり、ほぼ二町四方の政庁域が国庁または国衙であり、その周辺の数町四方の一面が都市的区画をもつ国府であるとする共通理解があるとした上で、それに疑問を呈し、「国庁」については、「国府庁事」「国府庁」と同義であり、「万豆利古止止乃（マツリコトノ）」（『和名抄』卷一〇）とあることなどから、「国衙」の用法についてはこれを安易に「国庁」と同一視すべきではなく、「衙」のもつ語義に即して理解すべきであること、「国府」についてはそれが国府庁事（国庁）を指す場合と、国府院（国庁院）を指す場合があったとした。しかし、「国府」の用法につ

- いては、「為三府内有館也」（『令集解』公式令諸司奏事条跡記）などの、国司の居館が国府内部にあったことを示す表現や、「国府郭下」（『続日本紀』靈龜元年一〇月丁丑条）「国府兵庫」（『続日本紀』天平一一年六月己未条）などから、国府の用語には官衙群を中心としてその周辺部を含む用法があるとの山中氏の指摘もあり、八木氏の説はあるものの、国府は国庁・国府院さらには館や倉庫群をその中に含む周辺部を総体的に国府と称する用法の三つの用法が存在したとみておきたい。
- (50) 阿部義平「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇 一九八六年。
- (51) 阿部氏の平城宮太政官の遺構が導積官衙であり、それとの類似性によって立論してきた説に対して、導積官衙およびその下層遺構が太政官か否かという視点から疑問が提出されている。上層遺構はその可能性があるものの、下層遺構はプランが異なっており、基本的にはこれまでの想定が妥当とされる（山中前掲注（48）論文）が、国庁の基本的プランの諸類型、またそれらの中央諸官衙との系譜や対比関係については、まだまだ考察せねばならないことが残されている。
- (52) 『大日本古文书』二一一七頁。
- (53) 『令集解』儀制令元日国司条古記。
- (54) なお、この点に関しては、栗林茂「国庁（国府中心施設）の初現形態に関する一試論——儀制令元日国司条を通して——」『史友』二一九八九年参照。
- (55) 『令集解』儀制令週本国司条古記・一云・義解。さらには、『類聚三代格』神龜五年三月二八日勅により、「勅、諸国郡司五位以上、相逢当国主典以上二者、不問貴賤皆下馬（下略）」とされ、郡司は位階に関わりなく、国司に対しては下馬の礼をとることとされ、国司一郡司関係として一元的な体系に改められた。なお、同条の唐令との対比で、日本独自の礼的秩序を指摘した大隅清陽「儀制令と律令国家」

- 池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店 一九九二年参照。
- (56) 大隅清陽氏は前掲注(55)論文において、儀制令18元日国司条の特質として、日本独自の礼的秩序の形成を重視している。しかし同時に、服属儀礼的な側面のあることも否定できず、「二面性」が存在したことも指摘している。私は、同条からは日本古代国家の特質としての後者の側面を強調しておきたい。
- (57) 大町健「律令制の外位制の特質と展開」『日本古代の国家と在地首长制』校倉書房 一九八六年・川原秀夫「律令位階制と在地社会」『国史学』一二一 一九八三年。
- (58) 『出雲国風土記』では、「大領外従七位下勳十二等出雲臣」と「少領外正六位下勳十二等高善史」とがみえる(前掲注(22))『日本古典文学大系 2 風土記』一七六頁。
- (59) 「天平二年度越前国正税帳」では、「大領外正八位下勳十二等道君」『大日本古文书』一四三八頁)と「主政外従七位下道君五百嶋」(『大日本古文书』一四三九頁)とがみえる。
- (60) 平野卓治「律令位階制と」諸著「林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会 一九八五年。
- (61) 前掲注(50)阿部論文。
- (62) 前掲注(44)古瀬論文。
- (63) 前掲注(48)山中論文。
- (64) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館 一九八六年。
- (65) 前掲注(60)平野論文参照。
- (66) 前掲注(33)拙稿。
- (67) 前掲注(32)山口論文。
- (68) 近年の研究成果をふまえた考察として、寺崎保広「木簡論の展望—文書木簡と荷札木簡」『新版 古代の日本 10 古代資料研究の方法』
- 角川書店 一九九三年があげられよう。
- (69) 館野和己「荷札木簡の一考察—貢進物の保管形態をめぐって—」奈良古代史談話会『奈良古代史論集』一 一九八五年では、品目名(大分類)↓国別(小分類)という保管形態の推定を行なっている。
- (70) 寺崎保広「瓦進上木簡小考」奈良古代史談話会『奈良古代史論集』一 一九八五年。
- (71) 前掲注(24)今泉論文。
- (72) 倉庫の出納記録に関わる、藤原宮西北隅(第三次調査)出土の弘仁元年の紀年をもつ長大な木簡の検討については、原秀三郎「倉札・札家考」『木簡研究』八 一九八六年があり、それに先立って東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房 一九七七年の『延暦交替式』の札(セン)↓倉札であるという、国衙の正倉の出納記録としての木簡の文献史料上での用例の指摘がある。
- (73) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関—伝票木簡の考察から—」『奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』二 真陽社 一九九一年。
- (74) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡 四 解説』一九八六年。また、東野治之「成選短冊と平城宮出土の考選木簡」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房 一九七七年の考察も出されている。
- (75) 学術情報センターの「木簡データベース」(前掲注(4)参照)による一九九三年九月段階の数字である。
- (76) 都城出土の題籤軸で国・郡の行政に関わるものと推定される題籤軸には、次のものがある。①「・国解上日・国解上日」(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』四 一九六七年)、②「・周防国・延暦二十三年」(向日市教育委員会『長岡宮木簡 一 解説』(向日市埋蔵文化財調査報告書第十五集) 一九八四年)、③「勝間太里

- (奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一二 一九七八年)、④『志摩□』(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一三 一九八〇年)、⑤「□」(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一三 一九八〇年)。このうち①は宮城東南隅および東一坊大路と二条大路の交わる地点の発掘調査によるものであり、南面大垣の北の三メートル幅の雨落溝から出土したものである。伴出する木簡には神護景雲元年・三年の年紀をもつものがある。考課令2官人遺迹条の「官人景迹功過」に際し朝集使は考文を提出するとともに式部省・兵部省で考文や行跡について勘問をうけることとなっており、同令61大式以下条の「随問弁答」に際して国から中央へ提出された文書を中央で整理するために、当該木簡が作成されたものと考えられるのではないか。②は長岡京左京二条二坊六町から出土したものであるが、「周防国」は題籤の右によせて記し、左半分には文書名などを記すはずだったのではないかと報告されているものである。これも中央での事務処理のための題籤と考えられよう。
- ④と⑤はともに二条大路南側溝から出土したものであるが、両方とも題籤と思われるもので、軸の木口部分に国名を記している。法量や形状が不明なもの、木口に志摩・播とのみ記すことで文書の内容・用途が判明するものであったとすると、限定された特定の用途に使用されていたかと想定され、国からの上申文書そのものの題籤とは考えがたい。③は平城宮東院の西辺部からの出土木簡であるが、その性格は不明なもの、国から直接上申された文書に付されたとする積極的根拠は乏しいものである。
- (77) 前掲注(7)『下野国府跡Ⅶ』七〇頁。  
 (78) 佐藤信「出土文字資料からみた古代下野国河内郡」『広報みなみかわち』一五〇 一九八八年。  
 (79) 平川南「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄」『漆紙文書の

- 研究』吉川弘文館 一九八九年。  
 (80) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一八 一九八五年。  
 (81) 前掲注(80)概報。  
 (82) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』二三 一九九〇年。  
 (83) このことは計帳歴名の京進の問題とも関連する。大倭国志癸上郡大神里の計帳の軸木口の検討から郷里制の施行時期に言及した鎌田元一氏は、同時に、和銅八年という時点で少なくとも畿内諸国の歴名は太政官に送られていたことを指摘している(上田正昭編『古代の日本と東アジア』小学館 一九九一年)。なお計帳歴名の京進の問題については、近年の研究史を整理し、畿内諸国は進官、畿外諸国は非進官と結論する齋森浩幸「八世紀における計帳の作成過程(上)・(下)」『続日本紀研究』二六六・二六七 一九八九・一九九〇年を参照。  
 (84) 『木簡研究』六 一九八五年。  
 (85) 平川氏によって、本木簡は戸単位に歴名を記したものの断片であり、界線を有し書式が整っていることから、単なるメモではなく、正式に実務に使用されたものであろうとする考えが提出された(同氏「多賀城の創建年代——木簡の検討を中心として——」『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇 一九九三年)。  
 (86) 『木簡研究』六 一九八五年。  
 (87) 平川氏は、前掲(85)論文において、石組暗渠の取水口付近の埋り土出土の木簡の年代を、養老二年(七一八)以降養老六年五月三〇日(養老五年籍完成)までに限定することができるとする。  
 (88) 『木簡研究』七 一九八六年。  
 (89) 平川南「地方の木簡」川崎市市民ミュージアム『木簡——古代からのメッセージ——』一九九〇年。

(補注)

正倉院文書の調査・研究の成果として、原本の形態面に即して検討を加えた杉本一樹「律令制公文書の基礎的観察」笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下巻 吉川弘文館 一九九三年では、そのなかで軸についての一項で、正倉院文書の題籤軸、「木口」木簡に言及し、題籤は構造上折れやすいため、官司内に備用の文書類に付けられるのが主たる使用法であったとする指摘を行ない、進上された公文類に付されていたであろう軸の太さの推定も行なっている。合せて参照していただければ幸いである。(校正に際して)